

## 大阪広域環境施設組合緊急随意契約における業者選定要領

平成 27 年 10 月 20 日 決裁  
令和 元年 10 月 1 日 改正

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪広域環境施設組合契約規則（平成 26 年規則第 7 号）に定めるもののほか、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に定める緊急随意契約（以下、「緊急随契」という。）に係る業者選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (選定基準)

第 2 条 請負、買入れ、借入れその他の契約について緊急随契の見積りに参加する者は、有資格者名簿により事務局長が適当と認めるものを 7 名以上指名するものとする。ただし、事務局長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づき提出された見積書のうち、最低金額を提示した者と、特名随意契約を締結する。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成 27 年 10 月 20 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。